

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

○建築基準法による道路の指定の変更……………  
…(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)…

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)…

○知事指定薬物の指定……………(福祉保健局健康安全全部業務課)…

公告

○特定非営利活動法人の認定……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…

○土地区画整理事業の換地処分……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)…

○開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…

告示

●東京都告示第七百七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置

いて縦覧に供する。

平成三十年十二月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類

変更年月日

法第四十二条第二項の規定による道路

平成三十年十一月二十六日

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

延長 五四・九九 幅員 四・〇〇

(一) 次に掲げる地番の全部  
清瀬市中里 五丁目八百四十五番六

(二) 次に掲げる地番の一部  
清瀬市中里 五丁目八百四十五番二、同番六地先、同番七、八百四十六番五、同番九及び中清戸四丁目八百四十七番五

●東京都告示第七百八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

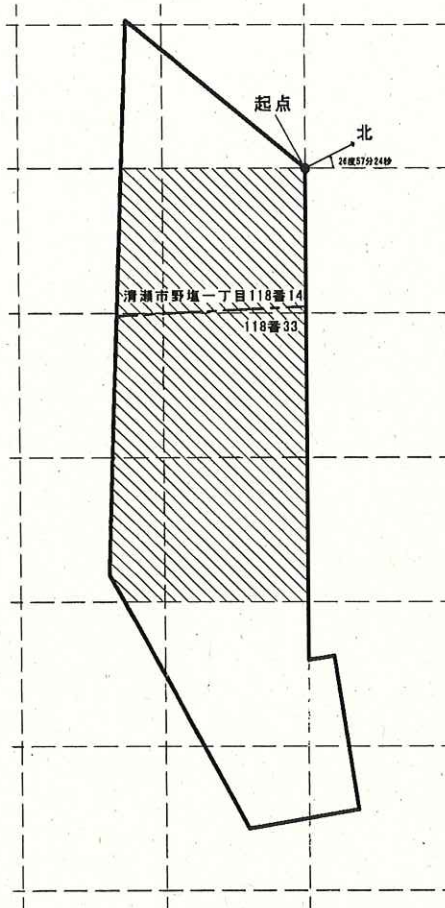
平成三十年十二月十九日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(清瀬市野塩一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 システィー・ニージクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、清瀬市野塩一丁目118番14の最北端とする。

【格子の回転角度 (26度57分24秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百九号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成三十年十二月十九日

東京都知事 小池 百合子

一 知事指定薬物の名称

(一) 化学名 ニー(一)「二」(四)エチルニ・五「ジ

メトキシフェニル) エチル」アミノ「メチ

ル)フェノール及びその塩類(通称名二五E

INBOH、二CIEINBOH)

(二) 化学名 三「一」(一)ピペリジニル)シクロヘ

キシル」フェノール及びその塩類(通称名三

HOIPCP、三IOHOIPCP、三IH

ydroxyIPCP)

(三) 化学名 キノリン「ハ」イル「一」ペンチル「一」H

「インダゾール「三」カルボキシラト及び

その塩類(通称名NPB「二」)

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため

三 施行期日

平成三十年十二月二十日

公 告

特定非営利活動法人の認定について